目に整理して検討する。

## 第一章 主権者または国家の支出(四)

第三部 公共事業・公共機関の支出(一)

機関 ないため、任せることはできない。この責務に要する費用は、 に応じて大きく変動する。 便益をもたらすが、性質上、 第三にして最後の責務は、 ・公共事業を設置・整備 個人や少数の私的主体では採算が取れず費用回収も見込め 政府などの統治主体や主権者、 Ļ 維持管理することである。 これらは社会全体に大きな 共同 社会の成熟度や発展段階 体が、 公的 制 度 ・公共

5 を対象とする学校教育と、全年齢層の学びを支える社会教育の二つに分けられる。 同 の事業・制度の費用をいかに賄うのが最も適切かについて、本章第三部では三つの項 .様に重要なのが、 社会の防衛と司法の執行に必要な公共機関・公共事業についてはすでに述べた。 商業の円滑化と国民教育の推進である。教育制度は大きく、 若年層 これ 次に

ない。 決めるのが妥当である。 ばれる貨物の量・重量の増加におおむね比例して増える。 設・維持に要する費用が、時代や社会の発展段階によって大きく異なるのは言うまでも 重量に耐える強度が求められる。 ン数に応じて定めるのが適切で、 交易・商業を支えるインフラ、すなわち整備された道路や橋、 道路の整備・維持費は、その国の土地・労働の年間産出、 運河の必要水深や流量は、運航するはしけの隻数や総 港湾の規模も避難・停泊する船舶の隻数に見合って 橋は想定される車両の台数と とりわけ当該道路で運 可航運河、 港湾の建

る。 共通財源に負担をかけず、必要経費を自前で賄える独自財源を確保して十分に運営でき 公共事業の費用は、必ずしも政府の一般歳入に依存する必要はない。多くの事業は、

用料で運営できる。貨幣鋳造は費用を自弁できるだけでなく、多くの国で小幅ながら鋳 くの場合、その建設費と維持費をまかなえる。 たとえば、 街道や橋、 可航運河は、 利用者から少額の通行 港は荷役船舶の総トン数に応じた港湾使 ・通航料を徴収すれば、 を

無理なく支えることができる。

的

利

用に伴う負担を財源として、

全国各地への重量物輸送の費用を抑え、

貧困層の生活

ŋ 1

造益を生む。 ( V る 郵便も同様 に、 料金収入で経費を賄い、 多くの国で相応の歳入源となって

分を、 Ŕ その一部を拠出しているにすぎない。 支払額を超える便益を受けており、 ス 行料があっても、 され消費者が支払う。 わめて公平である。 を負担する仕組みは、 といっ 豪華な馬車や郵便馬車、 幹線道路や橋を通る車 重 輸送費の低下幅が上回るからである。 量に応じた通行税をやや高めに課すの た高級 車 両 ない場合より商品価格が安くなることが少なくない。 通行料や税は一旦は運送業者が負担するが、 に それでもインフラ整備により輸送費自体が大きく下が 利用によって生じる摩耗に比例して維持費を負担するもので、 は 両 荷 娯楽目的 車 可 航運河を行くはしけが、 貨物 負担は受益に見合っている。 の乗合馬車や郵便用軽 これほど公平な徴収の仕組みはほかに考えにく 馬車・ 荷馬 がよい。 結局のところ、 車など生活や物流 富裕層の虚栄や怠惰 重量や総ト 馬車、 最終負担者である消費者は、 最終的には価格 コー 残る利益を得るため に不可 ン数に応じた通行 チや 通行 記に基 欠な車 ポ スト るた 料 づく の上 に転 チ 両 享楽 乗 ょ エ

通

せ

嫁 き 料

街道 . 橋 運河の整備・維持費を利用者である商人や事業者が負担する方式にすれば、

匠 工 |の華美さは利用者の負担能力に見合う範囲に抑えられ、 事は需要のある場所に限って行われ、 人通りのない荒地に壮麗な街道を通すことは正当化できず、 最も適切な地点に整備される。 事業は過不足のない 州の行政官や大貴族 費用 · 規模 水準 -で進 意

隣接する宮殿の 別邸に便宜を図るだけの工事も認められない。人の往来が乏しい場所に大橋を架けたり、 眺めを飾るためだけに橋を設けるのも同様に不適切である。こうした無

駄は、

自前

の収益ではなく他の歳入に依存する国で生じがちだ。

は、 収入を失うからである。 行料を与えることだと判断され、 大工事の完成後、 価 国王と当該地 0 値 利益のために維持管理を怠らない。 欧州各地では、 :で銀一マルク二十八リーヴル、英貨にして九十万ポンド・スターリング超に当たる。 収益源である施設の保全がおろそかになりやすい。 域が総額一千三百万リーヴル超を投じて建設したもので、 恒常的な修繕を確保する最善策は、計画と施工を担った技師リケに通 運河のトン税や閘門税を民間が所有できる制度があり、 これに対し、 現在その通行料は彼の一族にとって大きな資産となり、 利害関係のない委員会が通行料を管理する方式で 維持が許容水準を下回れば航行が止まり、 ラングドック運河は、 前世紀末の貨幣 所有者は自ら フランス 通行 料

運 河を良好な状態に保 つ /強い誘 因になってい る。 これを利害のない 委員会に委ね て

なら、 虚飾 や不要不急 の支出 に流れ、 本質部 分の荒廃を招 ζJ たおそれ が あ た

ても、 ら 適切ではない。 方 なお通行料をほぼ同水準で取り続けられてしまう。 幹線道路 道路は整備不良でも全面不通に の 維 持 に充てる通行料を私人の収益とするのは、 なりにくいため、 したがって、 権利者は補 公共 こうした通 0 安全 一修を怠 0 観 点か 料

は、 委員会や受託者が信託 の形で管理する体制に置くのが妥当である。

イクの通行料を管理・運営する受託者による不正

でも乱

用

に

ζj

各

英国では、

ター

ンパ

[地からもっともな苦情や正当な批判

が相次い

でい

る。

多くの有料道路や料

金所

で つ

徴 は 粗雑 |収額が必要な工事を最高水準で完全に実施する費用の二倍を超える一方、 で、 ときには全く行われないことさえある。 もっとも、この制 度は導入から 実際 の  $\exists$ 作 が 業

続き、 浅く、 方策もない 業務監督や会計検査 本来あるべき完成度にまだ達していなくても不思議ではない。 のだとすれ ば 制 の仕 度の新しさは一 !組みが. 未整備で、 定の弁解に 通行料を作業に はなる。 とはいえ、 必要な最小 不適格者 こうした問 限 15 の 抑 任 ええる 命 が

題 の多くは、 時間をか けて議会の知恵と判 断によって段階的に是正されていくはずだ。 無駄を削

政 府内には、 各地のターンパイクの通行料が補修費を大きく上回っており、

5

料金所を政府直営とし、 と同様に一般会計の補填に回せる年五十万ポンド規模の歳入を生みうる、 より低コストで道路を良好に保てるうえ、 適切に管理すれば生じる剰余が、 兵士にわずかな加給をして徴収業務に当たらせれば、 有事の財源として有力になり得るとの見方がある。 国民に新たな負担を課すことなく、 と \_\_ 部 民間 郵便事業 この閣

惑に が、 は著しく萎む。 る。 びに引き上げが常態化し、英国の慣行のもとではそのペースも速まりがちである。 って重荷と化し、重量貨物の国内輸送費は大きく上昇してそれらの市場は縮小し、 んど手間や追加費用なく巨額の収入が得られるため、政府はこの財源に繰り返し頼る誘 みをおそらく下回るだろう。 第一に、ターンパイク通行料を緊急財源や赤字補填の手段に位置づけると、必要のた この方式で相当の歳入が見込めるのはたしかだが、その規模は立案者や推進者の見込 しかし、こうした引き上げを重ねれば、 駆られる。 料金を倍にすれば百万、三倍にすれば二百万が見込め、 結果として、国内産業の最重要部門が壊滅しかねない。 現行水準のままではいくら節約しても五十万ポンドの捻出は見込めな 加えて、 この計画にはいくつか重大な異議がある。 内陸商業を支える仕組みは本来の役割を失 新たな徴収要員も不要であ ほと

で 分が別支出に流用される。 か n 0 は であれ らである。 ば なく重量に応じて反映されやすく、 に、 各車 ば公平 車 両 他 が 両 神ら だが、 用 重量に比例した課税 途に用 0 通 いれば、 般財 行による路面摩耗という外部費用を正 しかもこの税は、 源 ※や他用! 車 両 は、 途に回り ...は摩耗相当額を上回る負担を強い 負担は主として大きくてかさばる商 それを道路の維 運送コストとして価格転嫁される際 ..すのであれば不公平になる。 持 補修 確 に 整備 負担することに られ、 に 道路 限って充てる 品 その 目 の消費者

は、 心がそこへ さらに、 用 途が何であれ富裕層ではなく負担 偏る。 政府が幹線道路の補修責任を放棄すれば、 力の小さい ・層か ターンパイク通行料 ら集まることになり、 この適正 負担 使用 の重 0

に

の

L

か

か

り、

軽く高

価

な商

品

の消費者の負担

は 相対的

に

軽

61

結局、

この税収

の 多く に

価

値

超 な

過

的

に

限

が、 11 一番はい るお 彼 れそれが らが富と権! ま以上に難しく あ る。 勢を得れば、 現 在 なり、 でさえター 是正 徴収収入が本来の目的に充てられず人々に は ン 61 パ っそう困 イクの受託者は零細で是正 難になるだろう。 一の強制 フラン スで 負担 は 容 は 易 だけを 幹 で 線 な 強 0

修 出する資金で賄われてい 繕 財源 は行政 府が 直轄 る。 į もとはフランスを含む欧州の多くで、この労役は王国評議 農民に課す一定日数の道路労役と、 国王が 般 歳 入か 5 拠

れ、 ドの多くのターンパイク道路より状態がよい。 会の統制に服さない地方官の管轄にあったが、 見栄えのしない 輸送手段はラバ で、フランスの主要都市間を結ぶ郵便幹線は概して良好で、 国家のほ 州 Þ 重 般管区に配分された労役と財源を一元管理している。 車 か 両が通れない区間が多く、 の権能を取り込み、 実用本位の小規模工事は軽んじられ、 に限られる。 宮廷映えする壮麗な幹線の建設には大臣たちは熱心だが 公共目的の歳入の管理を自ら担い 馬での移動すら危険な場所もあり、 しかし地方の大半を占める脇道は放置さ いまは評議会が任命・指揮する総監 この種の事業はその統治下では多 地域によってはイングラン 専制が進むほど、 がちになる。 確実に使える 行政府 その一方 が、 は

と確かな証言に照らせば、そこまで驚くべきものではないはずだ。ベルニエのヒンドゥ 大きく上回ると称揚されてきた。 り強く信じやすい旅行者や、 この分野は総じて重んじられてきた。 各省長官への訓令でも常に重視され、 国やアジアのいくつかの政府では、 杜撰で誠実さを欠く宣教師によるものであり、 しか 宮廷の統治評価でも主要な基準とされてきたため、 し欧州にもたらされた報告の多くは、 なかでも中国では、 幹線道路の補修や運河の維持管理を行政が担 街道、 とりわけ運河 冷静な検分 好奇心 が欧州 か

くの場合、

顧みられな

61

宮廷や首都 ス 報告は、 で話題になる主要幹線だけが厚遇され、 奇談好きの旅行 記よりはるかに抑 制的である。 それ以外は顧みられず放置さ またフラン ス の 例 れ ح 同 て

地代により土地 るおそれもある。 の年産に連動するため、 さらに、 中 国 Þ Ė ンド 耕作の奨励や産出量 ウスタンなどでは、 君主の歳入の大半 価格 の上昇が 直 が ちに歳 地 租

そ 路と運河が不可欠である。これに対し欧州では、 に の連 結びつく。 逆動も即 販路をできる限り広げ、 時 的 明白 では な いため、 国内流通を自由・円滑 道路や運 歳入は主として地租 河の整備 で販路を拡張 低廉に保つには良質な道 する誘 地代に依存せず、 因 は 弱

くとも現在 の欧州で同等の管理 が同じ権限の下で機能する見込みは乏し

L

たがって、

仮

にア

ジアの一

部

でこの部門の運営がうまく行われているとしても、

少な

地 方財源で賄 収益を生まず、 13 便益 地方自治体 が特定地 が 運営するほうが、 域に限られる公共事業や施設は、 維持管理 は行き届き質 玉 。 一 般 b 高 財 源 で はなく 仮 に

口

ことになり、 かも ۲, ン . の 費用を地 街 路照明 その大半はロ 元税 Þ では、 舗装を国 なく一 ンド |庫負担 般財 ンの恩恵を受けない 源 に すれ か ら拠出するなら、 ば、 現 在 人々に及ぶ。 の 品質と低 王国全体に広く課税 コ ス 1 は 維 持 し K こて賄 <

地 方や州レベルの歳入行政で生じる不正は、 どれほど大きく見えても、 広大な帝国 0

を買った教区や共同体を懲らしめる主要な圧政手段の一つになってい 歳入・歳出で常態化する不正に比べれば、 ではなく、徴用はしばしばきわめて残酷で抑圧的だ。こうした義務労働は、 る。これに対しフランスでは、監督官の管轄下にあっても運用が殊さら賢明というわけ ための年六日の労役は、 は是正がはるかに容易だ。英国では、 運用が拙くとも、 治安判事のもとで農村住民に課される道路 たいていは軽微である。 強圧的・虐待的な徴用に陥ることはまれであ 加えて、 る。 地方 官吏の不興 7の不正 補 修 0

分野別の専用機関や個別制度が必要であり、 交易を促進することにある。しかし、 える各種制度や機関の整備が不可欠である。 前述の公共事業や公的制度・機関の目的は、 特定の商業分野や産業の取引を円滑に進めるには、 特定の部門をさらに後押しして円滑化するには その運営には特別の追加費用、 商取引と経済活動全体を円滑化し、広く 公共事業・公共施設と、 すなわち例 それを支

守るため保管場所を要塞化する必要が生じた。温和と見なされたインド亜大陸でも統治 沿岸で交易する商人の貨物は、 当時 「未開」と称された地域との通商には、 通常の店や商館では安全を確保できず、 特別の保護が不可欠だった。 住民の襲撃から 西アフリカ

外的で多額の支出を伴うのが常である。

に広まり、

各国がその利害を本格的に意識し始めた時期に始まった。

国では、 との ح 可 口 を求めた。 生じた。 の '避にもたらす恒常的な接触 の慣行は古代には見られず、 名目で最初の砦の築造を許された。 シアへの最初 争い 通商上の利害はしばしば、 大使 にはその公的地位を背景に介入して、 トル 公使・ の英国 コ会社 領事を置き、 使節も純粋に通 の 取引 は、 はコン 十五世紀末から十六世紀初頭、 平時でも近隣に大使や公使を常駐させる慣行を広げた。 戦争や同盟の観点では必要のない国にも使節の常駐 スタンティノープルに常設大使を置く契機とな 自国民同 一方、 商 上 の 利益 士の紛争は自国法と慣行で裁き、 強力な政府が外国人の城塞建設を認 私人には得られない保護を与える必要が から生まれた。 すなわち通商 欧州諸 玉 蕳 の通 が欧州各地 現地 商 め

が不

0

手が行き届

かず、

同様

の備えが求められ、

英仏

両東インド会社は身の安全と財産

住

民

な